

まち

鳥取県人権条例って、どこが問題?

友だちとの会話も
報道も窮屈に

昨年の9月県議会で、全国で初めて制定した「鳥取県人権救済条例」。県弁護士会をはじめ内外からきびしい批判の声がよせられているなか、県は当初予定していた6月施行を停止する条例案を議会側に提示しました。何が問題なのか、こっぴどく考えてみましょう。

友だちとの会話が通報されて、あなたも加害者に

条例では、扱う人権問題の範囲が広く、友人との会話も対象となります。

しかし、何を人権侵害とするのかが、あいまいで、会話を聞いていた第三者が、「人権侵害のおそれがある」と判断して通報すれば、誰でも「人権侵害者」とされる可能性があります。

「罰則」があり、強い強制力があります。ひとたび「侵害者」とされ、勧告を拒否すれば「氏名の公表」、調査を拒否すれば「5万円以下の罰金」となります。これでは、自分が納得いかなくても、なかなか拒否できません。

行政の言論規制は「憲法違反」です。



条例の運営にあたるのは、知事が任命した「人権救済委員」で、独立した組織ではなく、行政機関そのものです。

憲法で保障された国民の「表現の自由」を守らなければならない行政機関が、国民の言論の自由を規制するのは、憲法違反です。

条例制定の根拠はありません

片山知事は、「県として県内の人権侵害の実態をつかんでいない」と発言しています。

条例を提案した県議会議員も、なぜこの条例なのか十分説明ができません。



2月県議会、どうなる、
「条例凍結」

片山知事は、条例の根拠がないので、いったん停止して、じっくり人権侵害の実態調査をするとしています。しかし、条例を提出した県議会議員の多くは、あくまで「実施」や「部分修正して早く実施を」と主張しているため、まだ結論が出ていません。

2月県議会(2月24日開会)に条例の行方がたくさされます。

家族みんなで楽しく読める

赤旗日曜版

月きめ 800円

法律問題の道案内役

司法支援センターが今年秋にはスタート

今年の秋には、誰でも困ったときに、トラブル解決に役立つ法制度や情報の提供が得られる「司法支援センター」がスタートします。専門職員が相談を受け、その相談内容に応じて最も適切な機関・団体等の紹介や、客観的な法制度の情報提供を行います。料金も無料です。

必要なのは「行政による人権侵害」の救済です

国連人権規約委員会は、日本政府に対して、「警察や入管職員による虐待を調査し、調査のため活動できる法務省から独立した機関を遅滞なく設置すること」を勧告しています。国内でもっとも救済が必要でかつ救済が困難なのは「公権力」による人権侵害だからです。

「鳥取県人権条例」は、知事直属の委員によって運営され、行政機関は調査を拒否できるので、事実上「公権力」を規制することはできません。今必要なのは、「公権力」の人権侵害から国民をしっかりと救済するシステムです。

学習講演会

この条例の問題点は何か、条例は必要なのか、

自由にものが言えなくなる

鳥取県人権条例とは

講師 安田寿朗 弁護士

とき 2月17日(金) 午後6時半～9時

ところ 米子市 ふれあいの里 4F

主催 鳥取県西部革新懇

日本共産党鳥取県委員会は、各種団体とともに、県議会に対して「鳥取県人権条例」の改廃を求める署名活動を行っています。ご協力ください。署名はホームページ <http://www.jcptori.jp/> からもとれます。

私人間のトラブルは話し合いで解決

私人間のトラブルは、双方に言い分があり、感じ方やとらえ方も全く食い違うことがあります。だからこそお互いに話し合い、理解を深めることが大切です。

県内の弁護士に寄せられる人権相談でも、法的レベルに達するものはほとんどなく、人の性格や、人間関係のトラブルによるものが多く、カウンセリングや、話し合いによる解決がはかられています。

それでも解決しない場合は、裁判をするというのがルールです。

虐待、セクハラ、名誉毀損など救済制度が存在

条例では、虐待、セクハラ、名誉毀損なども人権救済の対象にしています。しかし、虐待やセクハラは、すでに法律が制定されており、救済のためのシステムの充実をはかるなど、条例を制定する必要はありません。「名誉毀損」は刑法で規定されています。

現行法では「即効性がないのでは」という意見もありますが、「鳥取県人権救済条例」では、たったの5人の委員が県内のあらゆる人権侵害の窓口になるため、件数も多く、専門外のことも扱うので、かえって時間がかかると思われます。

どんなことが人権侵害にあたるのでしょうか。県民同士のあいだのトラブルで、人権を「侵害」されたと思うことがあった場合、そのすべてを「人権侵害」として条例や法律で規制することが、解決の手段としてふさわしいのでしょうか。また、「人権侵害」の6割は、行政による事例だといわれています。その被害者を救済し、行政による人権侵害をなくすためにはどうしたらいいのでしょうか。



人権侵害や県民同士のトラブルは どのように解決したらいいのでしょうか